

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		令和 4年 7月29日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 株式会社DNPテクノパック 取締役社長 鈴木 康仁 電話 050-3170-3190			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	142 台	4 台	26 台	116 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	90 台	0 台	21 台	69 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	56.8	キログラム	116.86	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	281.6	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・府内の事業所で所有している冷媒用代替フロン使用機器の簡易点検マニュアルを作成しそれに基づき簡易点検を実施している。 ・点検記録は、ファイルで保管し関係社員の誰でもいつでも閲覧出来る体制としている。			
	廃棄時	・府内の第一種特定製品の廃棄には、当該機器のフロン管理担当者が府の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼する様マニュアルにまとめて運用している。 ・廃棄後も点検記録簿を保存しいつでも閲覧出来る体制としている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	1回/3ヶ月の定期点検を管理部門で確認し機器に異常がないかをチェックした。			
	廃棄時	第一種特定製品の故障整備時にフロン抑制法に従い、行程管理制度に基づき充填回収業者から引取証明書を受取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認。また、破壊証明書が充填回収業者から回付されたことを確認した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	第一種特定製品を更新する際は、現状で地球温暖化係数が最も低い冷媒を使用した製品（トッランナー機器）を導入する。				
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。